

(ご参考)

改 正	現 行
<p>木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン</p> <p>本ガイドラインは、木材製造業、木材卸売業、木材市場業又はその他木材関連事業を営む事業者が雇用する従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、事業主や従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。</p> <p><u>感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、木材関連事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。</u></p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底 (略)</p>	<p>木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン</p> <p>本ガイドラインは、<u>新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから</u>、木材製造業、木材卸売業、木材市場業又はその他木材関連事業を営む事業者が雇用する従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、事業主や従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。</p> <p><u>なお、緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。事業を継続される木材関連事業者においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。</u></p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底 (略)</p>

改 正	現 行
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定) ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省HP) ・「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省HP) ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」(厚生労働省HP) ・『新しい生活様式』の実践例』(新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言) <p>事業者は、従業員等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (略) ② <u>以下のいずれかに該当する場合、所属長への連絡と自宅待機の徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発熱などの症状がある場合</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接觸がある場合</u> ・ <u>過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接觸がある場合</u> ③ (略) <p>事業者は、マスクを着用<u>する</u>、<u>人との間隔はできるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)</u>適切な距離を<u>確保するよう努める</u>など、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。</p> <p>(削除)</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定) ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省HP) ・「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省HP) ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」(厚生労働省HP) ・『新しい生活様式』の実践例』(新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言) <p>(新設)</p> <p>事業者は、従業員等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (略) ② <u>発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底</u> <p>③ (略)</p> <p>事業者は、<u>例えば木材市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル(互いに手を伸ばしたら届く距離)を目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底する</u>など、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。</p> <p><u>マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします</u></p>

改 正	現 行
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。 <p>① (略)</p> <p>② マスクの着用、咳エチケットの徹底。</p> <p>③ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。 <p>① (略)</p> <p>② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。</p> <p>③ (略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、業種別のガイドラインを作成し林業経営体へ普及するなどにより、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします³。 <p>2.～5. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、業種別のガイドラインを作成し林業経営体へ普及するなどにより、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします³。 <p>2.～5. (略)</p>
<p>参考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>参考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）</p> <p>4・5 (略)</p>